## 「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として 再就職する場合に事前に政府に届出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある法 人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

## [本件連絡先]

電 話 06-6375-3202 (直通)

F A X 06-6375-3229

電子メール info@jrw-relief-f.or.jp

## (参考) 国家公務員法等の規定

- 国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の24第1項第4号
- 職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第32条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 390 号)第 18 条
- 職員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第83号)第9条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成 20 年内閣府令第 84 号)第8条